

手続の際は、支部HPをご覧ください！

共済事務でわからないことがある場合、まず、支部HPを閲覧してください。

共済手続は、組合員の方がご自身で行うことが原則ですが、共済制度・手続は複雑であったりすることから、そもそもどんな制度があるのか、何の手続をとったらよいのか、どんな書類を提出したらよいのか、わからないことが色々あると思います。そんなときは、まず、和歌山支部ホームページを閲覧してください。支部ホームページを見て

もわからない場合、所属所の共済事務担当者にお尋ねください。共済事務担当の方は、きっと豊富な事務経験に基づいて親身になってご質問・ご相談にお応えくださると思います。それでもわからない場合、和歌山支部の担当各班にお尋ねください。支部職員一同、簡潔明瞭でわかりやすい説明ができますよう、努めます。



新しくなった支部HPの特長



特長 1 書類提出の流れを踏まえたメニュー構成

- ①あるイベントがあっても、どんな手続をとっていいかわからない場合、まず、「**1こんなときガイド**」をご覧ください。あなたに必要な手続がわかるはずです。
- ②とるべき手続を知っているけれど、手続の詳細や提出書類がわからない場合、「**2手続の流れ**」からスタートです。「手続の流れ」内ページには、必要な様式・記入例が一つ一つ記載されていることから、わざわざ「様式・記入例集」を見に行く必要はありません。
- ③とるべき手続はわかっているけれど、様式・記入例がお手元にない場合、「**3様式・記入例集**」へ。様式・記入例が簡単に入手できます。

特長 2 詳しく知りたい場合は、組合員専用ページへ

今までは、共済事務担当者の方専用の「福利厚生事務の手引ページ」がありましたが、組合員の皆様にもご利用いただくため、「**4組合員専用ページ**」といたしました。また、福利厚生事務の手引のみならず、通知文や説明会資料といった豊富な資料を掲載します。

特長 3 ワンクリックで欲しい情報にたどりつくことができます

改修前の支部HPにおいては、例えば手続をしようとおもっても、支部HPを探索しなければいけませんでした。これからの支部HPにおいては、もはや何度もクリックする必要はありません。それぞれのカテゴリの掲載内容が網羅された「**5メガドロップダウンメニュー**」により、ワンクリックで欲しい情報にたどりつくことができます。



一件書類の提出は、所属所長を経て行ってください。

わからないことが解決し、一件書類の準備ができれば、今度はそれらの書類の提出です。その際に覚えておいてもらいたいことがあります。共済事務手続は、組合員の皆様から和歌山支部に対し直接行われることは殆どなく、原則として下図のとおり、所属所長を経て行われます。したがって、支部ホームページで入手した様式の多くは、**所属所長を経ず、和歌山支部に直接提出することはありません**ので、書類を提出する際は、その書類の提出先はどこなのか、ご確認ください。



使い方 (例: 公立学校に就職したとき)

STEP
1

公立学校に就職したとき (こんなときガイド)

あなたが新規採用者であり、とるべき手続が分からないとすれば、支部HPトップページから、こんなときガイドの「公立学校に就職したとき」をクリックしてください。

こんなときガイドには、あるイベントに関わる手続、そしてその関連事項(制度)が一覧化されており、公立学校に就職した場合、**①資格取得手続**を行う必要があるということがわかります。

公立学校に就職したとき

公立学校等の教職員になったときは、以下の手続をとります。

必ずとる手続

資格取得 **①**

条件によってとる手続

(扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者を被扶養者として認定を受けたい場合)
・被扶養者の認定(普通認定)
(被扶養配偶者を国民年金第3号被保険者として認定を受けたい場合)

- 公立学校に就職したとき
 - 結婚したとき
 - 病気やケガをしたとき
 - 交通事故にあったとき
 - 災害にあったとき
 - 資金を必要とするとき
 - 休職したとき
 - 退職するとき
 - 死亡したとき
 - 健康管理を考えたとき
 - 人間ドックを受けたいとき
 - 宿泊施設を利用するとき
- 「こんなときガイド」一覧

STEP
2

資格取得(手続の流れ)

①資格取得をクリックすれば、資格取得(手続の流れ)ページに移ります。資格取得手続を行う対象者は、**②採用された者等**ですから、あなたは手続対象者であることが確認できます。

続いて、**③提出する必要がある書類**がわかるとともに、**④様式・記入例も入手**できます。

よくある質問は、**⑤こちらに掲載**しています。

STEP
3

書類を準備し、提出

必要な様式をすべてそろえれば、ご自身の所属所の共済事務担当者に提出します。後日、あなたの手元に組合員証等が送付されてくるでしょう。

